

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年 6 月28日
【会社名】	ミナトホールディングス株式会社
【英訳名】	MINATO HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 若山 健彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小伝馬町 7 番 2 号
【電話番号】	03 (5847) 2030 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経営企画部門長 三宅 哲史
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小伝馬町 7 番 2 号
【電話番号】	03 (5847) 2030 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経営企画部門長 三宅 哲史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2019年6月25日開催の当社第63回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき2円 総額 14,889,598円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の現状の事業内容に即し、目的事項の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、所要の追加・変更を行うものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、若山健彦氏、相澤均氏、小川敏男氏、三宅哲史氏、有澤寛氏、杉山敏美氏、児玉純一氏の7名を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、門井豊氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、川和まり氏を選任するものであります。

第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社グループ事業の拡大に伴う取締役の責務の増大等の諸般の事情や、取締役に対して各事業年度の業績に基づく業績連動型賞与の支払いを可能とするなどの報酬設計の柔軟性向上のため、取締役及び監査役の報酬等の額を月額から年額に変更するとともに、取締役の報酬等の額を年額2億円以内(うち、社外取締役の報酬等の額は年額2,000万円以内)、監査役の報酬等の額を年額3,600万円以内に改めるものであります。

第7号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第6号議案の報酬枠とは別枠で、当社の取締役(社外取締役を除きます。)に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権に代えて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額4,000万円以内で支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	50,782	731	0	(注) 1	可決 98.580
第2号議案 定款一部変更の件	51,140	373	0	(注) 2	可決 99.275
第3号議案 取締役7名選任の件					
若山 健彦	50,592	921	0	(注) 3	可決 98.212
相澤 均	50,593	920	0		可決 98.214
小川 敏男	50,476	1,037	0		可決 97.986
三宅 哲史	50,406	1,107	0		可決 97.851
有澤 寛	50,589	924	0		可決 98.206
杉山 敏美	50,542	1,061	0		可決 97.940
児玉 純一	50,574	939	0		可決 98.177
第4号議案 監査役1名選任の件					
門井 豊	50,890	623	0	(注) 3	可決 98.790
第5号議案 補欠監査役1名選任の件					
川和 まり	50,731	782	0	(注) 3	可決 98.481
第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件	45,977	5,536	0	(注) 1	可決 89.253
第7号議案 取締役に対する譲渡制限付き株式の付与のための報酬決定の件	47,104	4,409	0	(注) 1	可決 91.440

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権を合計したことにより各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上